

令和4年9月

令和4年度土地改良換地士資格試験における  
新型コロナウイルス感染症への対応について

土地改良換地士資格試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

**1 マスクの着用等について**

感染予防のため、試験会場においては、常時マスクを着用してください。

なお、受付において写真照合の際には、試験係官の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

また、試験会場に手指消毒用のアルコール液を設置しますので、適宜使用してください。

**2 試験会場の換気について**

試験会場は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けることがあります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

**3 試験会場への集合等について**

試験会場入口等で検温を行うので、時間に余裕を持って到着するようにしてください。

また、昼食をとる際や休憩の際も、密集を避け、会話を控えてください。

**4 体調不良の方について**

試験当日において、以下の条件に当てはまる場合は、受験を控えていただくようお願いいたします。

- ・発熱、咳、咽頭痛等の症状がある方（試験会場でも検温を実施しますが、試験当日は体温を確認してください）
- ・感染者としての療養期間、濃厚接触者としての待機期間、入国後の自宅等待機期間が終了していない方

なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験の実施や受験手数料の返還等の特別措置は行いません。

## 5 その他

試験後、新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断され、その感染可能期間(※)に試験当日を含む場合、地方農政局等に速やかに報告してください。

試験当日に新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合、緊急連絡先を確認するとともに、個人情報について必要に応じて保健所に提供する可能性があります。

※有症状の場合：症状が出た日の2日前以降

無症状の場合：検査をした日の2日前以降

(令和4年9月現在)

今後、試験実施の変更がありましたら、農林水産省ホームページ「土地改良換地士資格試験」に掲載しますので、適宜ご確認ください。

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kantisi/>)

問い合わせ先

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課

農地集団化班 換地係

代表：03-3502-8111（内線 5476）

ダイヤルイン：03-6744-2188